

延岡城・内藤記念博物館 テレビCM制作・放映業務委託にかかる基本仕様書

1. 件名

延岡城・内藤記念博物館テレビCM制作・放映業務

2. 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日

3. 業務の内容

テレビCMの制作及び放映

4. 周知する主題と内容

【主 題】延岡城・内藤記念博物館の開館

【内 容】令和4年9月23日（金・祝）に開館を迎えた延岡城・内藤記念博物館への来館意欲の醸成を図るため、九州管内のテレビ局を活用し、施設の外観や内観、収蔵資料等から博物館を魅力的に紹介するテレビCMを制作し、効果的なタイミングで放映を行う。

5. 基本方針

- (1) 上記の内容を踏まえ、単なる周知ではなく、視聴者や購読者の行動変容につながる内容テレビCMの作成を目的とすること。
- (2) 制作した映像は、各種広報物の素材として、委託契約期間終了後も受託者に許可なく発注者が使用できるものとする。
- (3) テレビCMの放送にあたっては、受託者が放送局と契約し、放映を実施すること。

6. 仕様

- (1) 延岡城・内藤記念博物館開館に関するテレビCMの動画作成と放送
 - ①内 容：上記「4. 周知する主題と内容」及び「5. 基本方針」を踏まえた内容とすること
 - ②規 格：15秒CM、1素材
 - ③作成方法：施設の外観や内観の撮影を実施し、CM用動画を作成すること
 - ④放 送：宮崎県、大分県、熊本県、福岡県、鹿児島県で放送すること。なお、放送回数は、1局あたり20本以上（福岡県については10本以上）で計90本以上とし、効果的な放送期間ならびに時間帯を検討の上、発注者の許可を得た上で放送すること。

7. 成果物

受託者は、作成した動画データについて1080p以上の解像度でMP4形式にて記録媒体（DVD-RもしくはCD-R）にコピーして、5部納品すること。

8. その他

- (1) 業務委託契約の締結後、成果物の納品までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (2) 発注者が出席を求める会議、その他の打ち合わせ等に出席すること。

- (3) 本業務で作成された成果物の所有権や著作権は、発注者に帰属する。
- (4) 本業務を実施するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (5) 被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (6) 本市から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を、第三者に漏らさないこと。
- (7) 本仕様にて定めのない事項や、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。